

平成 28 年 度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

平成 28 年度定期監査及び行政監査報告書

第 1 定期監査	1
1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の対象とした部局	1
(3) 監査の対象とした事項及び範囲	1
(4) 監査の実施期間	1
(5) 監査の場所	1
(6) 監査の手続	1
(7) 監査の主な着眼点	1
2 監査の結果	2
(1) 業務委託の執行状況について	2
(2) 建設工事の執行状況について	2
(3) 補助金の交付状況について	2
(4) 備品の購入状況について	2
(5) 職員の給与の支給及びサービスの状況について	3
(6) 公用自動車の管理の状況について	3
第 2 行政監査	4
1 監査の概要	4
(1) 監査の種類	4
(2) 監査の対象とした部局	4
(3) 監査の対象とした事項及び範囲	4
(4) 監査の実施期間	4
(5) 監査の場所	4
(6) 監査の手続	4
(7) 監査の主な着眼点	4
2 監査の結果	5
(1) 事務事業における課題と取組みの状況について	5
第 3 むすび	10

第1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした部局

市民部（環境生活課、人権多文化共生推進課、総合窓口課、税務課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項の平成28年4月1日から平成28年11月30日までを対象とした。

- ア 業務委託の執行状況
- イ 建設工事の執行状況
- ウ 補助金の交付状況
- エ 備品の購入状況
- オ 職員の給与の支給及びサービスの状況
- カ 公用自動車の管理の状況

(4) 監査の実施期間

平成28年12月21日から平成29年2月21日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(6) 監査の手続

監査の対象とした事項について、提出された資料から抽出した事業等の関係書類を基に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか否かについて、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

(7) 監査の主な着眼点

- ア 業務委託の手続きは適正に行なわれているか。
- イ 建設工事の執行は適正に行なわれているか。
- ウ 補助金の交付は適正に行なわれているか。
- エ 備品の購入は適正に行なわれているか。

- オ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給されているか、また、勤務時間や休暇は適正に取り扱われているか。
- カ 公用自動車の使用は適正に行なわれているか。

2 監査の結果

(1) 業務委託の執行状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、業務委託の手続きは適正に行なわれているかという点に着眼して、次の業務を対象に関係書類の確認及び質問を行なった。

- ア 安芸高田市窓口支援委託業務（3年の長期継続契約）（総合窓口課）
- イ 平成30年度固定資産税の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価業務（税務課）
- ウ 環境基本計画重点取組事業支援業務（環境生活課）
- エ 安芸高田市河川等水質検査業務（環境生活課）
- オ 安芸高田市省エネ法に係るエネルギー管理業務（環境生活課）
- カ 平成28年度 第2期安芸高田市多文化共生事業推進業務
（人権多文化共生推進課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(2) 建設工事の執行状況について

該当がない。

(3) 補助金の交付状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、補助金の交付は適正に行われているかという点に着眼して、次の補助金を対象に関係書類の確認及び質問を行った。

- ア ごみ減量化対策補助金（あやめ会外139団体）（環境生活課）
- イ 多文化共生推進事業補助金 地域住民との交流事業（わいわいまつり）
（人権多文化共生推進課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(4) 備品の購入状況について

該当がない。

(5) 職員の給与の支給及びサービスの状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、給与（特に時間外勤務手当等）は、適正に支給されているか、また、勤務時間や休暇は、適正に取り扱われているかという点に着眼して、時間外勤務及び休日勤務命令（計画）簿、出勤簿、休暇簿及び旅行命令簿・復命書を確認した。

証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(6) 公用自動車の管理の状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、公用自動車の使用は適正に行なわれているかという点に着眼して、公用車使用簿の確認を行った。

証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象とした部局

市民部（環境生活課、人権多文化共生推進課、総合窓口課、税務課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項で平成28年4月1日から平成28年11月30日までを対象とした。

ア 事務事業における課題と取組みの状況

(4) 監査の実施期間

平成28年12月21日から平成29年2月21日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(6) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

(7) 監査の主な着眼点

ア 事務事業の執行に当っては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

ウ 事務処理は能率的、効率的に行なわれ、改善すべき点はないか。

エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行なわれているか。

オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。

カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

2 監査の結果

(1) 事務事業における課題と取組みの状況について

監査した結果は次のとおりである。

ア 環境生活課

(ア) 葬斎場運営事業について

指定管理料の精査と、葬斎場の利用範囲、火葬開始時間などの施設運営の内容についての検討が必要である。

運営協議会を設け、指定管理者の実施しているアンケート調査などで、市民の声も活用し、施設運営は概ね好評である。ペット火葬の増加や冬季の積雪対策など様々な課題もあるが、今後も指定管理者制度のメリットを生かし、施設の効率的な運営に努めていただきたい。

(イ) 動物管理指導事業について

犬・猫の飼い主の責任やマナー向上のため広報活動や指導、飼い犬の登録等について周知徹底が必要である。また、狂犬病予防接種件数で秋の実施件数が減少傾向にあるので、実施方法を検討する必要がある。

犬・猫の飼い方に対する苦情が寄せられているため、飼い主の責任やマナー向上、狂犬病予防接種の実施等引き続き広報活動に努めていただきたい。

(ウ) 環境政策事業について

市民による自主的環境保全グループの立ち上げと、その活動の支援を行っていくため、環境リーダーの育成と環境基本計画の具現化を行う。

市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するためには、市民の自主的かつ積極的な取り組みは必要不可欠である。環境リーダーの育成と計画の具現化に、引き続き取り組んでいただきたい。

(エ) 環境保全事業について

水質汚濁を防止し水質保全を図るため、河川・ため池等の64箇所の水質検査を実施した。今後は、経費節減の観点から検査場所を精査する必要がある。

環境保全のためには、常に現況を監視しておかなければならない。定点観測における経年変化も重要項目であると考えられるので、変更に当たっては、慎重に精査されたい。

(オ) 塵芥処理事業について

ごみの分別の徹底を図るとともに、リサイクル活動を推進し、リデュース、リユースの取組を啓発している。事業の一環として、ごみステーション設置補助金や生ごみ処理機助成金を交付し、リサイクル活動を支援・促進した。

ごみの分別方法の徹底と、減量化・資源化への取り組みとしての広報活動を引き続き行い、資源を大切にすまらづくりの環境整備活動に期待する。

(カ) 廃棄物処理対策事業について

環境意識の高揚のため安芸高田市公衆衛生推進協議会と連携して、不法投棄のパトロール、不法投棄ごみの回収を実施した。また、不法投棄に関する通報や相談の対応を行った。

不法投棄の一掃に、今後も市民団体と連携し粘り強く活動されることを期待する。

(キ) 結婚相談事業について

少子化の一因となる未婚男女の増加に歯止めをかけ、人口の増加や若者定住につなげるため、結婚に関する相談や紹介活動、各種交流イベントを実施した。

結婚希望者の増加に伴い、新たなコーディネーターを発掘しスキルアップの支援と、魅力ある結婚希望者を育てる取組が課題となっている。

新たな結婚コーディネーターの発掘とスキルアップの支援を継続していただき、結婚に関する相談や紹介活動、各種交流イベントを通じて、1組でも多くの成婚につながることを期待する。

イ 人権多文化共生推進課

(ア) 児童生徒日本語及び学習支援事業について

安芸高田市に定住する外国につながる児童生徒の日本語学習及び学

習支援を安芸高田市国際交流協会に委託し実施した。外国人につながる児童生徒の減少による事業実施の効率や内容の精査が課題となっている。

日本語の未習得によって、日常生活に支障がある家庭も多い。実施効率や内容を精査し、誰もが住みやすい環境づくりを、一層推進していただきたい。

(イ) まちづくり支援事業について

多文化共生社会の実現のために必要な交流及び研修事業を安芸高田市国際交流協会に委託し実施しているが、参加者が固定化しており、より多くの方に参加していただける仕組み作りが課題となっている。

参加者の増加策を工夫、探索し、参加者の固定化解消に努めていただきたい。

(ウ) 男女共同参画アンケート事業について

現行の計画が平成 27 年度までであり、女性活躍推進法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたため、男女共同参画基本計画を策定するためアンケート調査を実施した。

男女が共同して、真に女性が活躍できる社会となるよう有効な基本計画が策定されることを期待する。

(エ) 人権啓発連続講座事業について

住民のニーズを把握し、必要な講座や関心のある事柄を企業や職員、任意団体を対象に 3 回実施し意識啓発につなげた。

参加者アンケートでは、満足度は 90 点と高い評価を得ている。引き続き、住民のニーズ把握に努め、一層の人権啓発を期待する。

ウ 総合窓口課

(ア) 戸籍住民基本台帳事務について

「ワンストップ総合窓口サービス」により時間短縮と正確な窓口業務の提供により本庁総合窓口係への業務が集中している。フロアマネージャーの配置と一部民間委託を通じて、市民サービスの提供と満足度の向

上を目指している。今後一層の各支所・関係各課との連携が必要になってくる。

ワンストップ総合窓口サービスは、接客、事務効率など高い評価を受けている。これからも、各支所、関係各課の連携を密にし、住民サービスの向上に努められたい。

(イ) マイナンバーカード交付事業について

マイナンバーの通知カードやマイナンバーカードの交付については、休日や時間外臨時交付窓口を開設して一定の成果があった。

今後は、住所・氏名変更時のカード券面事項変更手続きの周知を図るとともに、繁忙期を迎える年度末までにマニュアルを整備し、的確な対応が必要である。

マイナンバーカードの普及に伴い、年度末に事務量が増加することから、正確性の確保のため早急にマニュアルを整備し、的確な対応に努められたい。

エ 税務課

(ア) 滞納整理事業について

平成 27 年度は、初めて検索を実施し、差し押さえ物品をインターネット公売により換価して滞納額に充てることができた。また、広島県北部県税事務所職員の併任徴収事業を活用し、新たな徴収方法や困難案件の解決手法を学んでいる。滞納整理本部事務局としても、徴収強化に向けて関係各課と合同で電話催告・納税相談を実施した。

広島県北部県税事務所職員の併任徴収事業の継続により、徴収技法の向上を図り、住民から不公平のそしりを受けることの無いように、滞納圧縮に努められたい。

(イ) 住民税申告受付事業について

住民税申告会場においてスムーズに申告受付業務ができるよう、対応マニュアル作成を検討している。また、日曜日の受付を 1 日から 2 日に増やしたり、課員全員で相談業務を実施し、待ち時間の短縮に努めている。

日曜受付を増やすなど、円滑な受付に工夫がみられる。マイナンバー制度導入初年度であるが、創意工夫と職員間の相互協力によって、適正な受付業務を行っていただきたい。

(ウ) 民間事業者等への業務委託事業について

納付書の封入・封緘作業は一部民間委託しているが、納付書発送時期が集中するため、印刷から封入・封緘までを一括して委託するよう検討している。職員の業務負担の軽減と、事務事業改善を行い時間外勤務の削減に取り組む。

職員の事務負担軽減と時間外勤務削減に、取り組んでいただきたい。

第3 むすび

市民部は、職員が住民と直接触れる機会の最も多い、しかも人権及び財産に直接影響を与える仕事为主体で、職員もやり甲斐のある仕事である反面、辛勞が多くストレスの溜まる部局である。そうした中で、使命感と責任感を持って、誠実に忍耐強く、住民の生活の安全と利便、福祉向上に向けて真摯に取り組んでおられる姿勢が強く感じられた。

市民部は当市の顔であり、事務に携わる職員の一挙手、一投足が、市政に対する市民の評価となって表れることも多い。そのことを肝に銘じ、住民の生活の安全と利便、福祉向上に向けて、誠実に責任感を持って取り組んでいただきたい。